

令和5年度

第2回定例農業委員会会議録

令和5年5月19日 開催

令和5年5月19日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和5年度 第2回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第6号

令和5年度 第2回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和5年5月12日

農業委員会会長 中添 文彦

召集 令和5年5月12日

場所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和5年5月19日 午前 9時00分

閉会 令和5年5月19日 午前 9時40分 (会期1日)

第1日目(5月19日) 出席委員 16名

| | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 中添 文彦 | 15番 | 滝川 廣男 |
| 2番 | 谷本 利信 | 16番 | 渡辺 玲子 |
| 3番 | 三好 直樹 | 10番 | 長尾 清 |
| 4番 | 國重 義廣 | 11番 | 川西 正廣 |
| 5番 | 森 健人 | 12番 | 藤滝 健造 |
| | | 13番 | 三好 満 |
| 7番 | 佐藤 裕子 | 14番 | 三好 光春 |
| | | 17番 | 大野 政則 |
| | | 18番 | 藤重 英子 |
| | | 19番 | 丸尾 説男 |

農地利用最適化推進委員 1名参加

陶 福家 重夫

議事録署名委員

15番 滝川 廣男 委員、 16番 渡辺 玲子 委員

欠席 6番 福家 範行 委員、 8番 笹川 武義 委員

9番 井脇 弘幸 委員

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 課長補佐 亀山 和成 主査 岩部 有起

傍聴人 0人

議事日程

令和 5 年 5 月 19 日

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条（農業委員会）について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条（県知事）について
- 第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条（県知事）について
- 第 6 議案第 4 号 基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第 7 議案第 5 号 農地中間管理事業法第 18 条 7 項（農地利用配分計画の公告）について
- 第 8 議案第 6 号 農地中間管理事業法第 19 条の 2【農地利用集積計画一括方式】について
- 第 9 報告第 1 号 農地法第 18 条（通知）について

令和 5 年 5 月 農業委員会議事録

午前 9 時 00 分 開会

職務代理

みなさま、おはようございます。定刻が参りましたので、ただいまから令和 5 年度第 2 回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。それでは、会長よりご挨拶お願いいたします。

会長

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いいたします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、綾川町農業委員会会議規則第 4 条で、「会長は、会議の議長となり、議事を総理する。」とありますので、中添会長、議事進行をお願いいたします。

議長

それでは議事に移ります。

本日の欠席者は、6 番 福家範行 委員、8 番 笹川武義 委員、9 番 井脇弘幸 委員の 2 名です。よって、農業委員出席者は、17 名です。会期の決定ですが、会期は本日 1 日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

本日の議事録署名人には、15 番 滝川廣男 委員、16 番 渡辺玲子 委員を指名します。

議長

本日の議案の審議に移ります。第 1 号議案について、事務局より説明願います。

事務局

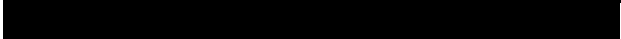
議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明致します。今月は 2 件です。

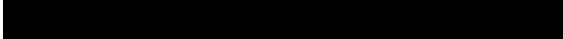
議案第 1 号-1

地 図： 

権利等： 所有権移転 有償売買 総額 230 万円

申請地： 

譲渡人： 

譲受人： 

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は高齢化により農業廃止を考えていたところ、申請地の

隣接地に居住し、経営規模の拡大を考えていた譲受人との間で、意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、自身の所有地・借入地はありませんが、父親世帯にて、自作地 4,942 m²、借入地 1,107 m²、合計で 6,049 m²の経営面積があり、譲受人も共に農業に従事しており、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、水稻を予定しております。

譲受人の農作業暦としては、20年、農作業の従事日数は、200日で、機械の所有状況については、トラクター、コンバイン、動力噴霧器、軽トラックを各1台とテイラー耕耘機、草刈り機を各2台、農舎 100 m²を所有しています。また、水稻の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地は居宅に隣接しており、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-2

地 図：

権利等： 所有権移転 有償売買 総額 40,000 円

申請地：

譲渡人：

譲受人：

説明： 申請に至った理由ですが、申請地はこれまでも譲受人が借受け耕作をしており、労働力不足のため農地の処分を考えていた譲渡人と、経営規模の拡大を考えていた譲受人との間で、意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、自作地が 8,867.55 m²、借入地が 110,021 m²で合計 118,888.55 m²あり、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、水稻を予定しております。

譲受人の農作業暦としては、52年、農作業の従事日数は、300日で、機械の所有状況については、耕耘機、田植機、2tトラックを各1台、トラクター、コンバインを各2台、乾燥機を3台、農舎を 200 m²所有しています。また、水稻の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地は居宅に隣接しており、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第1号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第2号につきまして説明を求めます。

事務局

議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について説明します。今月は 1 件です。

議案第 2 号-1

地図・図面：

申請地：

地 種： 第 2 種農地

併用地：

申請者：

用途： 住宅用地

施設の概要： 住宅 2 階建 1 棟 319.26 m²、農舎及び車庫 1 棟 99.29 m²

申請事由： 宅地拡張

説明：【理由】 昭和 56 年頃、柿農園を営む父が、作業納屋が必要となったため、自宅隣接農地を造成して宅地を拡張し、納屋を建築したものです。その後、柿農園の廃業により作業納屋が不要となったため、農舎兼車庫に建て替え、自宅に隣接して面積も妥当であり、利便性も良いことから現在まで自宅敷地として利用してきました。本来であれば、農地法の規定に基づく許認可手続きを行うべきですが、その手続きを行っておらず、今回、分家住宅の建設を目的とした転用申請を行うため所有地を確認したところ事態が発覚しました。

また、法定外農道を敷地に取り込み、道路機能を失っていたため、新たに付け替え道路を造り、寄付をして機能回復を行うべく並行して作業を進めております。

指導のもと追認許可を受けるべく申請が行われたもので、反省し始末書も添付されていることから、追認許可はやむを得ないと考えています。

【資金】 本申請に伴う新たな資金計画はなし

【期間】 昭和 56 年頃造成

【造成】 本申請に伴う新たな造成計画はなし

【排水】 雨水：集水桝から排水管を経て県道側溝水路へ放流
汚水：合併浄化槽にて処理

【他法令許可】 公共用財産使用許可（併用地）

【水利】 該当水利組合なし

【隣接同意】 該当なし

以上ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 2 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 3 号につきまして説明を求めます。

事務局

議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について説明します。今月は 1 件です。

議案第 3 号-1

地図・図面： [REDACTED]

権利設定： 所有権移転 有償売買

申請地： [REDACTED]

地 種： 第 3 種農地

併用地： [REDACTED]

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

用途： 住宅用地

施設の概要： 住宅平屋建 1 棟 92.90 m²

申請事由： 非農家の自己住宅

説明：【理由】 申請人は申請地近隣の自宅で夫婦 2 人で居住していますが、子夫婦が帰ってくることとなり、手狭になるため、現在の自宅を子夫婦が使用することとし、近隣に新たに居住する自宅の新築を計画したものです。近隣の候補地で検討したところ、面積も妥当であり、自宅の近隣で休耕中であった申請地の所有者の同意が得られたため、当該農地を選定し、申請に至ったものです。

【資金】 土地代 100 万円 造成費 100 万円、建築費 1,700 万円
自己資金 1,900 万円、借入金 0 万円

【期間】 令和 5 年 7 月 10 日～令和 6 年 6 月 9 日

【造成】 盛土 花崗土 H=0.20～0.38m 切土 なし
境界コンクリート H=0.47～0.56m

【排水】 雨水：最終柵を設置し、隣接水路へ放流
污水：合併処理浄化槽で処理後、雨水とともに最終柵から放流

【他法令許可】 該当なし

【水利】 [REDACTED]

【隣接同意】 [REDACTED]

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 3 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 4 号について、事務局より説明を願います。

事務局

はい。議案第 4 号、相対による利用権設定です。P.4～P.9 をご覧ください。

権利種別、貸借権設定です。

契約件数： 11 件 合計 22,936 m²

内訳

新規契約： 1 番 1 件 5,834 m²

更新契約： 2～11番 10件 17,102㎡

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第4号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第5号について、事務局より説明を願います。

事務局

はい。議案第5号、機構が中間管理権を有する農地の利用権設定です。P.10をご覧ください。件数は2件、合計面積は4,492㎡です。

案件第1号について、現契約の貸付期間が、R5.6.30で満了となるため、R9.6.30まで更新するものです。なお現在と同じく、利用権は賃貸借権で、賃料は年間10a当り5,000円。借受人は[REDACTED]です。

続いて案件第2号について、現契約の貸付期間が、R5.6.30で満了となるため、R8.6.30まで更新するものです。なお現在と同じく、利用権は賃貸借権で、賃料は年間10a当り5,000円。借受人は[REDACTED]です。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第5号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第6号についてです。なお、案件第8号に三好満委員に関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

はい。議案第6号、農地機構を通じた利用権設定です。案件第8号について、説明します。P.14をご覧ください。

所在： [REDACTED]

利用権： 賃貸借権

貸付人： [REDACTED]

借受人： [REDACTED]

転貸人： 高松市仏生山町 (公益)香川県農地機構

借受人経営面積： 159,954㎡

利用目的： 水稲・麦・野菜

賃料： 年間10a当り5,000円

期間： R5.6.1～R11.5.31（6年間）

以上ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

案件第8号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第6号の、案件第8号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。三好委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

続きまして、案件第9号に川西正廣委員に関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いいたします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。第9号案件について、説明します。

P.15をご覧ください。

第9号案件

所在：

利用権： 賃貸借権

貸付人：

借受人：

転貸人： 高松市仏生山町 （公益）香川県農地機構

借受人経営面積： 76,556.63 m²

利用目的： 水稲・麦

賃料： 年間10a当り5,000円

期間： R5.6.3～R11.6.2（6年間）

以上ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

案件第9号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第6号の、案件第9号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。川西委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

続きまして、案件第32号に國重義廣委員に関する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

はい。第32号案件について、説明します。

P.27をご覧ください。

第32号案件

所在：

利用権： 賃貸借権

貸付人：

借受人：

転貸人： 高松市仏生山町 (公益)香川県農地機構

借受人経営面積： 90,310 m²

利用目的： 水稲・麦

賃料： 年間10a当り5,000円

期間： R5.6.1～R8.5.31(3年間)

以上ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

案件第32号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第6号の、案件第32号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。國重委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

はい。先ほどご審議いただいた案件を除く残りの案件について説明します。

P.11～P.28 をご覧ください。

契約件数： 30 件 合計 81,136 m²
新規契約： 2～7・10～13・19 番 11 件 33,988 m²
更新契約： 1・14～18・20～31・33 番 19 件 47,148 m²
変更契約： なし

貸付先としましては、1 番を [] へ、2・3 番を [] へ、4 番を [] へ、
5 番～7 番を [] へ、10・11 番を [] へ、12 番を []
[] へ、13 番を [] へ、14～18 番を [] へ、19 番を []
[] へ、20～28 番を [] へ、29～31 番を [] へ、33 番を []
へ貸し付けるものです。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第 6 号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、報告第 1 号について、事務局より説明を願います。

事務局

報告第 1 号、農地法第 18 条の規定による合意解約の届出について説明します。今月は 15 件で
す。

報告 1-1

賃貸人： []
賃借人： []
転貸人：高松市仏生山町 公益財団法人 香川県農地機構

申請地： []

解約日：令和 5 年 4 月 1 日

説 明：転用目的による利用権の解約で、離作補償はありません。

なお、転用申請については令和 5 年 4 月に受け付けております。

報告 1-2

賃貸人： []
賃借人： []
申請地： []

解約日：令和 5 年 3 月 31 日

説 明：耕作目的による利用権の解約で、離作補償はありません。

報告 1-3

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

解約日：令和5年4月30日

説明：労力不足による利用権の解約で、離作補償はありません。

報告1-4~14

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

解約日：令和5年4月30日

説明：耕作者変更による利用権の解約で、離作補償はありません。

なお、耕作者変更後の貸借については5月4日定例総会において審議しております。

報告1-15

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

解約日：令和5年4月30日

説明：売買による利用権の解約で、離作補償はありません。

なお、所有権移転については今月の農地法第3条の案件として受け付けています。

以上です。よろしく申し上げます。

議長

報告第1号について、ご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。本日提案された議案第1号から議案第6号のうち、議案第6号の案件第8号、第9号、及び第32号を除く案件について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第2回定例農業委員会を閉会いたします。

午前9時40分

閉会